

認証の詳細

<ペダルなし二輪遊具>

— 目次 —

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1 : 製造設備基準

表2 : 検査設備基準

表3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表4 : 型式確認申請手数料

表5 : 型式確認試験の委託検査機関

表6 : 型式確認試験の有効期限

表7 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

表8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証によるマーク表示の場合

表10 : ロット認証の委託検査機関

表11 : ロット認証の申請手数料

表12 : ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. フレームおよび前ホーク製造設備	1. 金属製にあつては、材料を切断、穴あけ、プレス、曲げ加工、溶接、研磨を適切に行える製造設備を備えていること。 樹脂製にあつては、成形、バリ取り、穴あけ加工を適切に行える製造設備を備えていること。 FRP (CFRP) 製にあつては、ファイバーシート加工、シートカット加工、積層加工、バインダー塗布加工、熱硬化成型加工を適切に行える製造設備を備えていること。
2. 車輪体製造設備	2. ハブ・リム・スポーク（又は樹脂ホイール）およびタイヤからなる各部材を適切に組み立てる製造・調整設備を備えていること。
3. 操作部製造設備	3. 材料の切断、穴あけ、プレス、曲げ加工、研磨を適切に行える製造設備を備えていること。
4. サドル部製造設備	4. シートポスト材料の穴あけ、プレス、研磨を適切に行える製造・調整設備を備えていること。
5. 表面処理加工設備	5. めっき処理、塗装を適切に行える製造設備を備えていること。
6. 組立設備	6. 適切に組み立てられ工具類を備えていること。
<p>ただし、「フレームおよび前ホーク製造設備」「表面処理加工設備」「車輪体製造設備」「操作部製造設備」「サドル部製造設備」により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部または全部を備えることを要しない。</p>	

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 寸法測定設備</p> <p>2. 強度測定設備</p> <p>3. 衝撃試験設備</p> <p>ただし強度試験設備のうち足載せ部強度試験および走行耐久性試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を要しない。</p> <p>※SG 基準 4. 材料(1)に定める合成樹脂部の材料試験は適切に実施可能な第三者検査機関で受験するものとする。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 車体の寸法および落下試験の高さを確認するための1,000mm以上計測可能なスケール または鋼尺</p> <p>(2) グリップ周囲長さ等を計測するための最小目盛りが1mm（又はそれ以下）の巻き尺</p> <p>(3) グリップエンドプロテクタとグリップ部の段差を計測するためのノギスまたはデプスゲージ</p> <p>(4) （ペダルユニット取付構造があるものにあつては）0.1度単位（又はそれ以下）で計測表示可能な角度計</p> <p>2.</p> <p>(1) 100N以上の力を加えることができ、1N単位（又はそれ以下）で計測表示可能なプッシュプルゲージ</p> <p>(2) 足載せ部の強度試験を適切に実施するための重錘もしくは万能試験機またはこれと同等以上のもの。</p> <p>(3) 走行耐久性試験を適切に実施するための段差が取り付けられた定速運転可能な動力路面、および検体に負荷を加えるための重錘類ならびに段差乗り越え累積回数計測装置または経過時間計測のための時計。</p> <p>3. 横倒し試験および落下試験が適切におこなえるコンクリート路盤</p>

・他のSG品目に変形する製品を製造する工場にあつて、SG登録工場として型式申請を行うにあつては対応する品目の全てのSG登録工場である必要があります。

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
耐荷重	(1) 27kg 以下もの (2) 27kg を超えて 40kg 以下のもの
フレーム体（フレームおよび前ホーク）の材質	(1) 金属製のもの (2) FRP（CFRP 含む）のもの (3) その他のもの
ブレーキ	(1) ないもの (2) あるもの
構造 ※ここでいう「ペダルユニット」とは、ペダルなし二輪遊具として使用する際にペダル・クランク・ギア・チェーン等により構成されるものであって、幼児用三輪車として使用する際に前輪に直接取り付けるペダルおよびクランクではない。	(1) ペダルユニット取付構造がないもの (2) ペダルユニット取付構造があるもの (3) ペダルユニット取付構造がないもので、幼児用三輪車に変形するもの (4) ペダルユニット取付構造がないもので、ベビーカー、幼児用三輪車に変形するもの

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関が直近 3 年以内に発行した成績書等を添付ください。 	三菱 UFJ 銀行東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本車両検査協会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 96,470 円（税抜 87,700 円） ※後ブレーキ付きのものは上記金額に 19,250 円（税抜 17,500 円）を加算する。 ※前後ブレーキ付きのものは上記金額に 34,650 円（税抜 31,500 円）を加算する。 ※ペダルユニット取付構造のあるものは上記金額に 2,200 円（税抜 2,000 円）を加算する。 ※走行耐久性試験を申請時に添付する試験成績書により確認する場合は、33,550 円（税抜 30,500 円）を減額する。 ※材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関が 3 年以内に発行した成績書等を添付ください。 ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <ul style="list-style-type: none"> ・ 124,905 円（税抜 113,550 円） ※足載せ付きのものは上記金額に 11,440 円（税抜 10,400 円）を加算する。 ※ブレーキ付きのものは上記金額に 9,625 円（税抜 8,750 円）を加算する。 ※ペダルユニット取付構造のあるものは上記金額に 4,455 円（税抜 4,050 円）を加算する。 ※走行耐久性試験を申請時に添付する試験成績書により確認する場合は、35,585 円（税抜 32,350 円）を減額する。 ※材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関が 3 年以内に発行した成績書等を添付ください。 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数

によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

- ・型式確認試験の試験試料が完成車の状態で検査機関に送り込めない場合は、別途組立費用を請求することがあります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。
- ・試験試料の構造等により、試験に要する治具等を申請者にてご用意・提供いただく場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。
- ・基準に則した内容で走行耐久性試験をすでに他の第三者検査機関で行った場合はその試験成績書または、JIS D9302:2019 幼児用自転車の 6.3.2 項・6.6.3 項・6.4.2 項に定める要求に則した内容の第三者機関が発行した試験成績書がある場合は、申請時に添付してください。その場合の試験費用については委託検査機関にお尋ねください。
- ・他の SG 品目に変形可能な製品であって、すでに他の品目での SG 認証を取得している場合には、該当する有効な型式確認証またはロット認証証明書および委託検査機関名を申請時に添付してください。
- ・他の SG 品目に変形可能な製品は、それぞれの SG 基準要求事項で重複する或いは包含する内容がある場合、該当する検査項目の一部を省略することができる場合があります。
- ・他の SG 品目に変形可能な製品であって、本品目と同時に変形後の品目の認証を同一検査機関で受ける場合の試験費用については、製品安全協会もしくは委託検査機関にお尋ねください。
- ・他の SG 品目に変形可能な製品であって、本品目と同時に変形後の品目の認証を各々別の委託検査機関で受ける場合は申請時にその旨を製品安全協会およびそれぞれの委託検査機関に申し出てください。
- ・他の SG 品目に変形可能な製品にあつては、各々の品目の認証方式（型式確認による認証・ロット方式による認証）の如何を問わず、1つの製品が兼ねる各々の品目の認証有効期限に欠落が生じないよう該当する品目の更新または再申請をしてください。また、これに該当する場合は当該製品の適用品目一覧表を作成ください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要な試験試料の数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の申込先	<p>◆一般財団法人日本車両検査協会 <東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL：(03) 3912-2361 FAX：(03) 3912-2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp</p>	<p>1 個/型式</p> <p>※試料は組み立てた状態で送付してください。</p> <p>※他の SG 品目に変形する製品であつて、他の SG 品目の型式試験も同時に受験する場合は、別途試料が必要になります。</p>
	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 <東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1 丁目 12 番 1 号 TEL：03-5669-1382 FAX：03-5669-1387</p>	<p>※試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。</p>

表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルをフレーム外表面の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は9mm×20mmです。 交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="676 394 1230 640" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図1：協会支給SGラベル</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示方式を選択する際には「車体に製品を特定できるシリアル番号等が付されていること」が条件になります。</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図2に示すSGマークをフレーム外表面の見やすい位置に、印字、刻印又は浮き出しで表示することができます。</p> <div data-bbox="799 936 1145 1272" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図2：自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5mm以上25mm以下です。 色彩：二色又は単色とします。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行い、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p> <p>他のSG品目（例：ベビーカー、幼児用三輪車など）に変形するものにあっては、対応する品目のSGマークを羅列貼付する以外に自社表示の統一表示することが選択できます。 この場合、SGマーク表示はひとつで良いが、マークの近傍に適用するそれぞれの品目名またはGPSA番号を列記ください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク (SGラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ペダルユニット取付構造がないもの 22 円/個 (税抜 20 円/個) ・ペダルユニット取付構造があるもの 33 円/個 (税抜 30 円/個) ・他のSG品目 (例: ベビーカー、幼児用三輪車など) に変形するものについては別途ご連絡ください。 <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

<p>ペダルユニット取付構造がないもの: 購入日より4年間</p> <p>ペダルユニット取付構造があるもの: 購入日より6年間</p>

- ・他のSG品目に変形するものであっても、賠償の有効期限の効力の発生は製品購入日からとなり、各品目に定める賠償期間を連結することはできません。

2. ロット認証による SGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本車両検査協会
	<東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL. 03 (3912) 2361 FAX. 03 (3912) 2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp
	<大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002 E-mail: osaka@jvia.or.jp
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
<東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1 丁目 12 番 1 号 TEL : 03-5669-1382 FAX : 03-5669-1387	

表 1 1 : ロット認証の申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性確認検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先														
一般財団法人 日本車両検査 協会	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 96,470 円（税抜 87,700 円） ※後ブレーキ付きのものは上記金額に 19,250 円（税抜 17,500 円）を加算する。 ※前後ブレーキ付きのものは上記金額に 34,650 円（税抜 31,500 円）を加算する。 ※ペダルユニット取付構造があるものは上記金額に 2,200 円（税抜 2,000 円）を加算する。 ※走行耐久性試験を申請時に添付する試験成績書により確認する場合は、33,550 円（税抜 30,500 円）を減額する。 <p>・ 材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関が直近 3 年以内に発行した成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査 (①+②+③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ペダルユニット取付構造がないもの 22 円/個（税抜 20 円/個） ペダルユニット取付構造があるもの 33 円/個（税抜 30 円/個） 他の S G 品目（例：ベビーカー、幼児用三輪車など）に変形するものについては別途ご連絡ください。 ② ロットの大きさ毎の額 <table border="1" data-bbox="347 1361 1193 1742"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400 以下</td> <td>29,700 円（税抜 27,000 円）</td> </tr> <tr> <td>401~1,000</td> <td>52,800 円（税抜 48,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,001~4,000</td> <td>92,400 円（税抜 84,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001~10,000</td> <td>125,400 円（税抜 114,000 円）</td> </tr> <tr> <td>10,001~16,000</td> <td>181,500 円（税抜 165,000 円）</td> </tr> <tr> <td>16,001~20,000</td> <td>231,000 円（税抜 210,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程 に基づく額） 	ロット数	検査料	400 以下	29,700 円（税抜 27,000 円）	401~1,000	52,800 円（税抜 48,000 円）	1,001~4,000	92,400 円（税抜 84,000 円）	4,001~10,000	125,400 円（税抜 114,000 円）	10,001~16,000	181,500 円（税抜 165,000 円）	16,001~20,000	231,000 円（税抜 210,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料															
400 以下	29,700 円（税抜 27,000 円）															
401~1,000	52,800 円（税抜 48,000 円）															
1,001~4,000	92,400 円（税抜 84,000 円）															
4,001~10,000	125,400 円（税抜 114,000 円）															
10,001~16,000	181,500 円（税抜 165,000 円）															
16,001~20,000	231,000 円（税抜 210,000 円）															
一般財団法人 ボーケン品質 評価機構	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 124,905 円（税抜 113,550 円） ※足載せ付きのものは上記金額に 11,440 円（税抜 10,400 円）を加算する。 ※ブレーキ付きのものは上記金額に 9,625 円（税抜 8,750 円）を加算する。 															

	<p>※ペダルユニット取付構造があるものは上記金額に4,455円（税抜4,050円）を加算する。</p> <p>※走行耐久性試験を申請時に添付する試験成績書により確認する場合は、35,585円（税抜32,350円）を減額する。</p> <p>・材料試験（食品衛生法370号）に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関が直近3年以内に発行した成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査 (①+②+③)</p> <p>① ペダルユニット取付構造がないもの 22円/個（税抜20円/個） ペダルユニット取付構造があるもの 33円/個（税抜30円/個） 他のSG品目（例：ベビーカー、幼児用三輪車など）に変形するものについては別途ご連絡ください。</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">ロット数</th> <th style="text-align: left;">検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400 以下</td> <td>47,850 円（税抜 43,500 円）</td> </tr> <tr> <td>401～1,000</td> <td>62,150 円（税抜 56,500 円）</td> </tr> <tr> <td>1,001～4,000</td> <td>76,450 円（税抜 69,500 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>90,750 円（税抜 82,500 円）</td> </tr> <tr> <td>16,001～20,000</td> <td>119,350 円（税抜 108,500 円）</td> </tr> <tr> <td>16,001～20,000</td> <td>147,950 円（税抜 134,500 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程 に基づく額）</p>	ロット数	検査料	400 以下	47,850 円（税抜 43,500 円）	401～1,000	62,150 円（税抜 56,500 円）	1,001～4,000	76,450 円（税抜 69,500 円）	4,001～10,000	90,750 円（税抜 82,500 円）	16,001～20,000	119,350 円（税抜 108,500 円）	16,001～20,000	147,950 円（税抜 134,500 円）	
ロット数	検査料															
400 以下	47,850 円（税抜 43,500 円）															
401～1,000	62,150 円（税抜 56,500 円）															
1,001～4,000	76,450 円（税抜 69,500 円）															
4,001～10,000	90,750 円（税抜 82,500 円）															
16,001～20,000	119,350 円（税抜 108,500 円）															
16,001～20,000	147,950 円（税抜 134,500 円）															

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。
- ・基準適合性検査の検査試料を完成車の状態で検査機関に送り込めない場合は、別途組立費用を請求することがあります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。
- ・試料の構造等により、試験に要する治具等を申請者にてご用意・提供いただく場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。
- ・基準に則した内容で走行耐久性試験をすでに他の第三者検査機関で行った場合はその試験成績書または、JIS D9302:2019 幼児用自転車の6.3.2項・6.6.3項・6.4.2項に定める要求に則した内容の第三者機関が発行した試験成績書がある場合は、申請時に添付してください。その場合の試験費用については委託検査機関にお尋ねください。
- ・他のSG品目に変形可能な製品であって、すでに他の品目でのSG認証を取得している場合には、該当する有効な型式確認証またはロット認証証明書を申請時に添付してください。
- ・他のSG品目に変形可能な製品は、それぞれのSG基準要求事項で重複する或いは包含する内容がある場合、該当する検査項目の一部を省略することができる場合があります。
- ・他のSG品目に変形可能な製品であって、本品目と同時に変形後の品目のロット認証を同一検査機関で受ける場合の

試験費用については、製品安全協会もしくは委託検査機関にお尋ねください。

- ・他のSG品目に変形可能な製品であって、本品目と同時に変形後の品目のロット認証を各々別の委託検査機関で受ける場合は申請時にその旨を製品安全協会およびそれぞれの委託検査機関に申し出てください。
- ・同等性確認検査は、あらかじめ委託検査機関の検査員がサンプリング指定したものについて申請者が組立てたうえで当日の検査に臨みます。
- ・他のSG品目に変形するものの同等性確認検査において、その母数（申請数）に対応する採取数はペダルなし二輪遊具の要領に従うものとします。

表12：ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルをフレーム外表面の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は9mm×20mmです。</p> <div data-bbox="683 707 1203 943" data-label="Image"> </div> <p>図1：協会支給SGラベル</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示方式を選択する際には「車体に製品を特定できるシリアル番号等が付されていること」が条件になります。</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図2に示すSGマークをフレーム外表面の見やすい位置に、印字、刻印又は浮き出しで表示することができます。</p> <div data-bbox="767 1178 1134 1532" data-label="Image"> </div> <p>図2：自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5mm以上25mm以下です。 色彩：二色又は単色とします。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表11(2) 同等性確認検査①の手数料をお支払いください。 オンライン申請システムにて手続する際に、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等の資料を付してください。</p> <p>他のSG品目（例：ベビーカー、幼児用三輪車など）に変形するものにあつては、対応する品目のSGマークを羅列貼付する以外に自社表示の統一表示することが選択できます。</p>

	この場合、SGマーク表示はひとつで良いが、マークの近傍に適用するそれぞれの品目名またはCPSA番号を列記ください。
--	---

【作成・改正履歴】

2025/5/1：新規作成